

愛媛3区の皆様 **ご検討のモレはありませんか？**

国の各省・県・3市の内容も含む申請の必要なコロナ支援制度をまとめました

(4/25時点) コロナに負けないよう頑張ってください！最新版 ▶



代表電話：四国中央市役所 0896-28-6000 新居浜市役所 0897-65-1234 西条市役所 0897-56-5151
愛媛県庁 089-941-2111 県事務所 東予地方局 0897-56-1300

衆議院議員

白石洋一愛媛3区事務所 Tel 0897-47-1000 Fax 0897-47-1001 info@shiraishi.cc

事業者への支援

白石洋一

凡例 県:愛媛県 四:四国中央市 新:新居浜市 西:西条市 市:3市全て その他は国

給付

<p>酒類提供飲食店への時短協力金: 東予地域など(松山市以外)の酒類を提供する飲食店の営業5~21時まで、酒類提供11~20時30分までの時短要請 NEW</p>	<p>時短期間は4月26日(月)~5月19日(水)の24日間。時短に応じた協力金は【中小企業】は前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて2万5千円~7万5千円/日。【大企業】等は、1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式を選択可(上限20万円/日)。</p>	<p>県:産業政策課 四:産業支援課 0896-28-6186 新:産業振興課 0897-65-1260 西:産業振興課 0897-52-1482</p>
<p>今年時短・自粛の影響を受けた事業者向けの支援制度 ~細部は市により異なる</p>	<p>上の時短協力金の対象にはなっていない事業主向けの支援制度が準備中。対象は1月~5月のうち、任意の月の売り上げが前(前々)年同月比で50%以上減少した事業者。時短協力金支給店はこちらの制度は対象外。</p>	<p>電子申請のみ 電話相談 0120-211-240 申請サポート会場 予約制(ネットか0120-211-240): 松山市三番町4-9-12電算ビル</p>
<p>緊急事態宣言の影響緩和の為の一時支援金 給付対象の判定に、中小企業庁資料を参照下さい(V-RESASの利用等)</p>	<p>緊急事態宣言地域の飲食店と直接・間接取引があるか、宣言地域の外出・移動自粛の直接的影響により、本年1~3月のいずれかの月の売上が対前年比(または対前々年比)50%以上減の中堅・中小事業者法人最大60万円、個人最大30万円給付 申請前に登録確認機関の形式的な確認(電話可)が必要</p>	<p>生産性革命推進事業ポータルサイト https://seisansei.smrj.go.jp コールセンター:03-6837-5929 ②持続化補助金については各市の商工会議所または商工会にて対応可</p>
<p>生産性革命推進事業</p>	<p>通常枠 低感染リスク型ビジネス枠 (対人接触機会の減少、感染防止に資する)</p>	<p>生産性革命推進事業ポータルサイト https://seisansei.smrj.go.jp コールセンター:03-6837-5929 ②持続化補助金については各市の商工会議所または商工会にて対応可</p>
<p>①ものづくり補助金 (設備導入、システム構築) 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等</p>	<p>最大1,000万円 補助率: 中小1/2 小規模2/3</p>	<p>最大1,000万円 補助率2/3</p>
<p>②持続化補助金 (小規模事業者の販路開拓等の為の取組支援)</p>	<p>最大50万円 補助率2/3</p>	<p>最大100万円 (感染防止対策費も一部支援) 補助率3/4</p>
<p>③IT導入補助金 (ITツール導入やテレワーク環境の整備)</p>	<p>最大450万円 補助率1/2</p>	<p>最大450万円 (テレワーク対応類型は最大150万円) 補助率2/3</p>
<p>事業再構築補助金 ポストコロナ・ウィズコロナ時代に合った事業の仕方に転換を支援</p>	<p>事業計画を商工会議所等の認定経営革新支援機関や金融機関と策定 ■通常枠:新分野展開や業態転換等の支出の最大1億円までを中小は2/3、中堅は1/2補助 ■特別枠:上記に加えて「新たな一時金」の条件に合う企業は最大1,500万円上乗せ</p>	<p>中小企業庁 技術・経営革新課 3月から電子申請 www.jgrants-portal.go.jp</p>
<p>雇用調整助成金 雇用と生活を守る為の主力の制度</p>	<p>従業員を休業させ、休業手当(賃金の最低6割)を払った場合、1人1日最大15,000円の事業主への給付</p>	<p>各市のハローワーク 四:0896-24-5770 新:0897-34-7100 西:0897-56-3015 または愛媛労働局 助成金センター 089-987-6370 電子申請も可能です</p>
<p>産業雇用安定助成金 在籍出向で雇用維持&人材活用</p>	<p>出向中の費用を出向元・先双方に最大中小9/10、大企業3/4助成(日額最大12,000円(出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用1人当たり最大15万円助成</p>	<p>各市のハローワーク</p>

トライアル雇用助成金 コロナで離職を余儀なくされた方を雇う場合	3か月の試用雇用期間中、一人当たり月額4万円助成(短時間労働は月額2.5万円)	各市のハローワーク
小学校休校等対応助成金/ 支援金 子どもの症状がコロナ感染のおそれあるとされ休む場合も対象 保護者申請も可	小学校保育園等の休校や、子どもの症状がコロナ感染のおそれあるとされ休むことが必要で、会社が従業員を有給で休業させた場合、従業員1人1日最大15,000円、フリーランス1人1日定額7,500円給付	学校等休業助成金受付センターに申請 0120-60-3999
母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金	対コロナの母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者(含 非正規)に5日以上の有給(賃金の6割以上)休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に給付 1人:休暇5~20日未満25万円、20日毎に15万円加算 最大100万円	愛媛労働局 089-935-5222
両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)のコロナ対応特例	コロナ対応として労働者が有給休暇を取得して家族の介護を行う中小企業事業主を支援。労働者1人当たり 休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円。休暇日数が合計10日以上 35万円。1企業上限5人	愛媛労働局 雇用環境・均等室 089-935-5222
国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業 第三次募集!(5月)	インターネットやデリバリー、給食や子ども食堂への食材提供の取組を行う場合の経費を最大1億円給付 補助率1/2	https://hanrotayouka.jp/ 電話相談 0570-030525
コロナ対応 新ビジネスモデル補助金 NEW!	コロナによる社会経済環境の変化に応じた新しいビジネスモデルの展開を支援 事業費75万円以上のビジネスに対し補助率2/3 最大100万円を補助	四国中央商工会議所 0896-58-3530 土居町商工会 0896-74-5889 新居浜商工会議所 0897-33-5581 西条商工会議所 0897-56-2200 周桑商工会 0898-68-7244
四国中央市: 飲食店等経営維持応援事業	昨年20年4月16日以前に開業している飲食、タクシー、運転代行、クリーニング、旅行、旅館、酒販、食肉魚販売業者に、雇用人数に応じて15万円~100万円給付	四:産業支援課 0896-28-6186
四国中央市: 伝統産品等つくり手支援 NEW!	昨年20年4月1日以前に開業している水引、水引製品、伊予手すき和紙、書道用紙の製造・加工・卸売業者に、会社50万円、個人事業主10万円給付	四:産業支援課 0896-28-6186
新: 新ビジネスチャレンジ支援 NEW!	商工会議所の指導による経営計画策定し、新ビジネスに取り組む事業経費に対し 最大50万円(補助率2/3) 10件限り	新:産業振興課 0897-65-1260
新: 事業再構築促進支援 NEW!	国の「事業再構築補助金」の申請に必要な事業計画策定の経費に対し 最大10万円 30件限り	新:産業振興課 0897-65-1260
新居浜市版飲食店取引事業者支援 NEW!	売上が50%以上減少している飲食店取引の60業者(のみ!)に20万円給付	新:産業振興課 0897-65-1260
西: 地域産業競争力強化事業 一般の制度だがコロナ対応も対象になりうる	①成長産業等参入事業(最大200万円)、②販路開拓事業(最大50万円)、③人材育成事業(最大20万円)、④知的財産権取得事業(最大30万円)、⑤商店街空き店舗活用事業(最大30万円)	①~④産業振興課 企業立地・経営支援係 0897-53-0010 ⑤産業振興課 産業振興係 0897-52-1482

減免

中小企業経営強化税制	テレワーク用設備投資額の即時償却または7%相当額(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除。経営力向上計画の事前認定が必要	各市の税務署 経営力向上計画の認定は商工会議所・商工会等
所得税上、会社が従業員に支払うテレワーク対応の手当を、一部非課税にする扱い	テレワーク(在宅勤務)に関わる通信費や電気料金対応の会社から従業員に支払われる手当について、「実費相当額を精算する方法」であれば一部、給与としての課税ではなく、非課税扱いとする	国税庁HP「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」
四:水道料金	2020年4~6月請求分を半額に減免。 市の中小企業経営継続支援金の交付を受けた者対象	四:水道総務課 0896-28-6452

融資

<p>日本政策金融公庫 (日本公庫)</p> <p>3次補正で国民4,000万円→6,000万円、中小・危機2億円→3億円に無利子枠が広がりました(審査はあります)</p>	<p>実質無利子・無担保融資 国民事業(新居浜支店) 最大6,000万円、中小事業(松山支店)最大3億円、農林漁業事業(松山支店)最大1,200万円 既往債務の無利子への借り換えも可能 商工中金も、日本公庫中小事業の貸付とほぼ同内容</p>	<p>日本政策金融公庫新居浜支店 (新居浜郵便局奥隣り)0897-33-9101</p> <p>中小事業松山支店 089-943-1231 農林水産事業松山支店 089-933-3371 商工中金 松山支店 089-921-9151</p>
<p>民間金融機関が融資し、県信用保証協会が保証をし、それに国や自治体が利子等補給する仕組み</p> <p>3次補正でセーフティネット保証は4,000万円→6,000万円に無利子枠が広がりました(審査はあります)</p>	<p>実質無利子・無担保融資 セーフティネット保証4号(売上20%以上減)・5号(売上5%以上減)、危機関連保証(売上15%以上減)と、民間融資に、利子・保証料補給をして最大6,000万円無利子にする。 既往債務の無利子への借り換えも可能</p> <p>県: 感染症対策資金 無利子額を上記に追加。合計で最大6,000万円</p>	<p>融資:民間金融機関 保証:愛媛県信用保証協会新居浜支所(商工会館2F) 0897-33-8282 条件認定: 四:産業支援課 0896-28-6186 新:産業振興課 0897-65-1260 西:産業振興課 0897-52-1482</p> <p>県:経済労働部産業支援局経営支援課 089-912-2481</p>
	<p>西: 中小企業経営安定化資金 無利子額最大1,000万円追加</p> <p>低利融資 新:中小企業緊急経営資金 最大1,000万円 (完済後融資500万円迄の保証料助成) 西:中小企業振興資金 最大500万円</p>	<p>民間金融機関が融資、県保証協会がセーフティネット信用保証、市がそれに利子等補給 西:産業振興課 0897-52-1482</p> <p>民間金融機関が融資、県保証協会が保証、市が利子等補給 新:新居浜商工会議所 0897-33-5581 西:産業振興課 0897-52-1482</p>
<p>福祉医療関係施設向け 独立行政法人福祉医療機構</p> <p>資本金性資金供給・資本増強支援(中小・小規模事業者 に) 2次補正予算1兆2,442億円</p>	<p>無利子も含む低利融資</p> <p>長期一括償還の資本金劣後ローンを提供するとともに、中小機構出資の官民連携のファンドによる出資や債権買取等を実施</p>	<p>0120-343-863 または 03-3438-0403</p> <p>日本政策金融公庫 中小事業 松山支店 089-943-1231 商工中金 松山支店 089-921-9151 中小企業基盤整備機構 03-3433-8811</p>
<p>金融機関等への返済猶予</p>	<p>金融庁をはじめ財務省、経産省から所管金融機関に対し資金繰り支援要請を累次行っており、なかでも能動的・プッシュ型で資金繰り支援の為の条件変更も推奨している</p> <p>借入先金融機関</p>	

猶予等

<p>Go To Eat (ゴーツーイート)キャンペーン プレミアム付き飲食券 飲食店対象</p>	<p>6月30日までのプレミアム付き飲食券。額面最大25,000円を20,000円にて(購入回数制限なし)購入し、加盟飲食店で使用できる。飲食券はスーパー・郵便局等で3月14日まで販売</p>	<p>加盟希望の飲食店は最寄りの商工会・商工会議所に連絡し(WEBエントリー可)、申込書を手し、申請。加盟店は農水省指定の感染症対策を実施しその店頭ツールを掲示する</p>
<p>Go To Travel (ゴーツートラベル)キャンペーン 地域クーポン 土産・飲食・観光施設・交通</p>	<p>【全国停止中】金券。旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして旅行者に配布。一人一泊あたり6,000円が上限(日帰り旅行は3,000円が上限)。紙クーポンと電子クーポンがある</p>	<p>取扱希望の店舗はオンラインで申込 https://biz.goto.jata-net.or.jp/ 但し、飲食店のGo Toトラベルの登録には、Go To Eat の登録が必要。登録後にステッカーやポスターを店頭等に掲示する</p>
<p>四: プレミアム付地域商品券 NEW!</p>	<p>プレミアム付き地域商品券を5月中旬から販売(市役所送付の世帯ごとに1人1枚購入引換券で購入)</p>	<p>市のHPよりダウンロードした用紙で取扱店登録申請する 産業支援課 0896-28-6186</p>
<p>新: プレミアム付地域商品券 NEW!</p>	<p>・プレミアム付き地域商品券を6月から販売(市役所送付の世帯ごとに1人1枚購入引換券で購入) ・加盟店舗に対して感染症対策備品(アクリル板など)や消耗品(消毒液など)購入費1店舗10万円支給</p>	<p>(店舗登録についてわかり次第更新します)</p>
<p>西: プレミアム付商品券 NEW!</p>	<p>プレミアム付き電子商品券と紙商品券販売(時期未定)</p>	<p>(店舗登録についてわかり次第更新します)</p>

家計への支援

給付

<p>低所得子育て世帯生活支援特別給付金:ひとり親世帯分※要申請 NEW!</p>	<p>令和3年4月分の児童扶養手当受給者(この方は申請不要で受け取れます)ではなく、公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)や、コロナ禍で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方:児童1人当たり一律5万円</p>	<p>コールセンター 0120-400-903 四:こども課 0896-28-6027 新:子育て支援課 0897-65-1242 西:子育て支援係 0897-52-1370</p>
<p>低所得子育て世帯生活支援特別給付金:低所得子育て世帯分 NEW!</p>	<p>上記以外の低所得子育て世帯向けの制度。現在、厚労省で制度設計中:児童1人当たり一律5万円</p>	
<p>新型コロナ対応 休業支援金・給付金 休業手当相当を自ら申請 ハート・ハートのシフト減も適用可 大企業非正規雇用にも適用拡大</p>	<p>休業期間中の休業手当を受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請で、休業前賃金の80%(日額最大1.1万円)を休業実績に応じて給付。事業主の休業証明は必要だが、事業主が記入してくれない場合でも申請可能(後日、労働局が事業主に休業実績を確認します) 非正規雇用(ハート・アルバイト・日々雇用、登録型派遣等)も半年以上、原則月4回以上勤務の方も含まれます</p>	<p>申請用紙はHPよりダウンロードし県労働局に郵送申請。電子申請も可能に。 コールセンター 0120-221-276</p>
<p>住宅確保給付金 支給が終了した方へ3か月間再支給</p>	<p>家賃相当額(3.2万円~5万円 世帯人数や月収により異なる)を3か月~9か月、3ヶ月再支給可能。家主に給付。①離職・廃業が同程度まで収入機会減少 ②直近の月の世帯収入合計額が、住民税非課税となる額の1/12+家賃金額以下 ③現在の世帯の預貯金合計額が各市区町村で定める額以下 ④求職活動を行うこと</p>	<p>社会福祉協議会 生活相談支援センター 四: 0896-28-6101 新: 0897-65-1240(生活福祉課) 西: 0897-53-0870(社会福祉課内) 0898-64-2600(東予総合福祉センター)</p>
<p>高校生等奨学給付金 家計急変の採用は随時!</p>	<p>高校生等がいる低所得世帯に教育費を給付例 非課税世帯で公立高校: (第一子)年額8万4,000円(第二子以降):年額12万9,700円</p>	<p>在籍校 または 県:高校教育課 089-912-2951</p>
<p>高等教育就学支援新制度 大学生等 家計急変の採用は随時!</p>	<p>授業料等減免(年最大70万円)と給付型奨学金(年最大91万円)</p>	<p>まず文部科学省HP「高等教育の修学支援新制度」を確認する。今、高校生(含浪人生(2浪まで))か、大学生かによって、高校、大学、日本学生支援機構(JASSO)に申請</p>
<p>四新: 子育て応援券給付事業</p>	<p>国の「特別定額給付金」の対象とならない新生児(4/28~2021/新:3/31 四:12/31生)に5万円分の応援券(紙おむつ等購入可能)</p>	<p>四:こども課 0896-28-6027 新:子育て支援課 0897-65-1242</p>
<p>新: 市営住宅の無償貸出</p>	<p>対象者:会社を解雇等され、社宅や寮から退去を求められている新居浜市民 対象、旧雇用促進住宅(松原町)・7戸、家賃は無償</p>	<p>新:建設部建築住宅課 0897-65-1277</p>

融資

<p>緊急小口資金</p>	<p>最大20万円 無利子 保証人不要 返済据置:1年以内、償還期間2年以内</p>	<p>四:社会福祉協議会 0896-28-6127 新:社会福祉協議会 0897-47-4976 西:社会福祉協議会(周布606-1) 0898-64-2600, 西条支所 0897-53-0873, 丹原支所 0898-76-2433, 小松支所 0898-72-6363</p>
<p>総合支援資金 2制度合計で 二人以上世帯最大200万円 単身世帯最大165万円</p>	<p>2人以上世帯月最大20万円、単身世帯月最大15万円を3か月まで 無利子 保証人なし可能 返済据置:1年以内、償還期間:10年以内 所得状況に応じて免除可能 9ヵ月返済付期間延長可</p>	
<p>県:離職者緊急生活資金</p>	<p>離職者1人当たり最大100万円 低利 融資期間:5年以内</p>	<p>制度について 県:労政雇用課 089-912-2500 窓口:四国労働金庫 四:三島支店 0896-24-3939 新:新居浜支店 0897-33-8567 西:西条支店 0897-56-2864</p>

減免・猶予等

<p>国民年金保険料</p>	<p>日本年金機構 新居浜事務所 0897-35-1300 四:市民窓口センター年金担当 0896-28-6018 新:市民課 0897-65-1232 西:市民生活課 0897-52-1383</p>	
<p>介護保険料、国民健康保険料、市営住宅家賃、水道料金 電気、ガス料金 NHK受信料 携帯電話料金</p>	<p>所得の急減や失業等</p>	<p>市役所代表電話からそれぞれの納付窓口につないでもらう それぞれの納付窓口 NHKナビダイヤル 0570-077-077 各社2020年3月19日にニュースリリースしており、HPをご覧ください</p>
<p>住宅ローン税額控除:住宅ローンで住宅の取得等をした場合、毎年のローン残高の1%を10年間、所得税等から控除する制度</p>	<p>入居が期限(2020年12月31日)に遅れた場合でも、一定の期日(注文住宅新築:2020年9月末、分譲住宅・既存住宅取得や増改築:2020年11月末)までに契約が行われ、2021年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象とされる</p>	<p>伊予三島税務署 0896-24-5410 新居浜税務署 0897-33-4145 西条税務署 0897-56-3290</p>
<p>特定不妊治療費助成事業 (21年1月より2回目以降も30万円、子ども1人につき最大6回、事実婚も対象に、所得制限撤廃と拡充)</p>	<p>年齢要件を緩和 ①対象者 治療期間初日の妻の年齢「43歳未満」→「44歳未満」②6回の通算回数:初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が「40歳未満」→「41歳未満」</p>	<p>県:保健福祉部健康増進課 089-912-2400</p>
<p>法テラスの無料法律相談</p>	<p>1つの問題につき3回まで、1回30分間程度、無料での法律相談</p>	<p>0570-078374 平日9-21時、土曜9-17時</p>

衆議院議員

白石洋一愛媛3区事務所 0897-47-1000 FAX0897-47-1001 info@shiraishi.cc